

# 日本の信託と代表的商品の歴史

(1970年代～1990年代)

様々な分野への信託の利用の広がり



公益財団法人

トラスト未来フォーラム

時丸和好

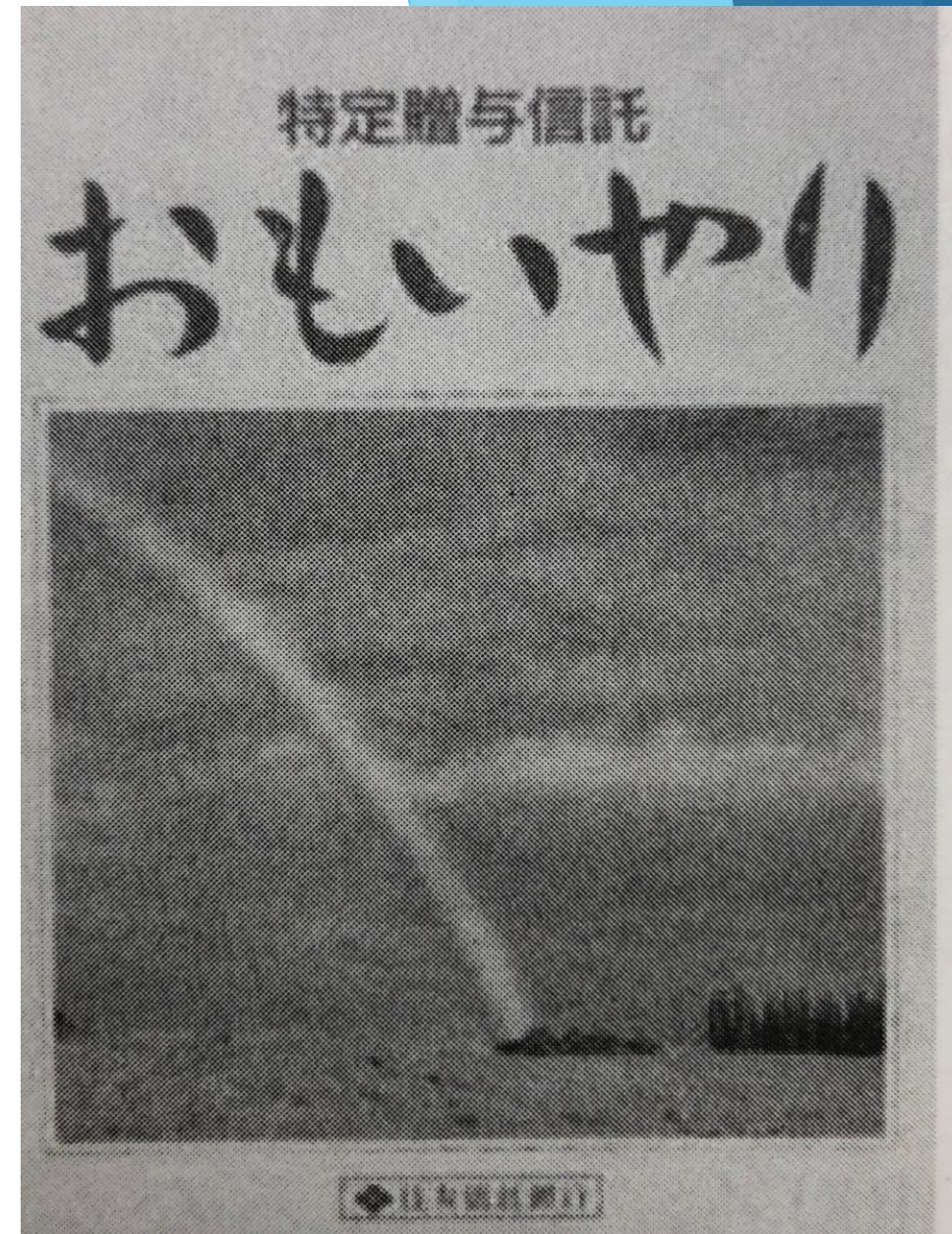
- ▶ **1970年**、大阪でアジア初の万国博覧会開催。
- ▶ 1973年の**変動為替相場制移行**後、円高進行。
- ▶ 1973年の第1次石油ショックにより、1974年には戦後初のマイナス成長に。
- ▶ 1970年代後半には年率4~5%成長に回復。
- ▶ 2度の**石油危機**を乗り越えて成長した。

- ▶ **1970年代、経済大国になった日本において、日本の勤労者の貯蓄促進、福祉の増進がクローズアップされた。**
- ▶ **こうしたニーズに対応する信託として、財産形成信託（1972年）、特定障害者扶養信託（1975年）、公益信託（1977年）が誕生した。**

# 特定障害者扶養信託（特定贈与信託） のパンフレット（例）

特定障害者の生活の安定を図る為、  
親族や篤志家等の個人が委託者となり、  
特定障害者を受益者として金銭や  
有価証券等を信託銀行に信託するもの。

委託者の死亡後も、特定障害者の  
生活費・医療費を長期に渡って  
定期的に交付していく。  
贈与と比べ、課税面以外にも、  
財産の費消・散逸を防止できる。

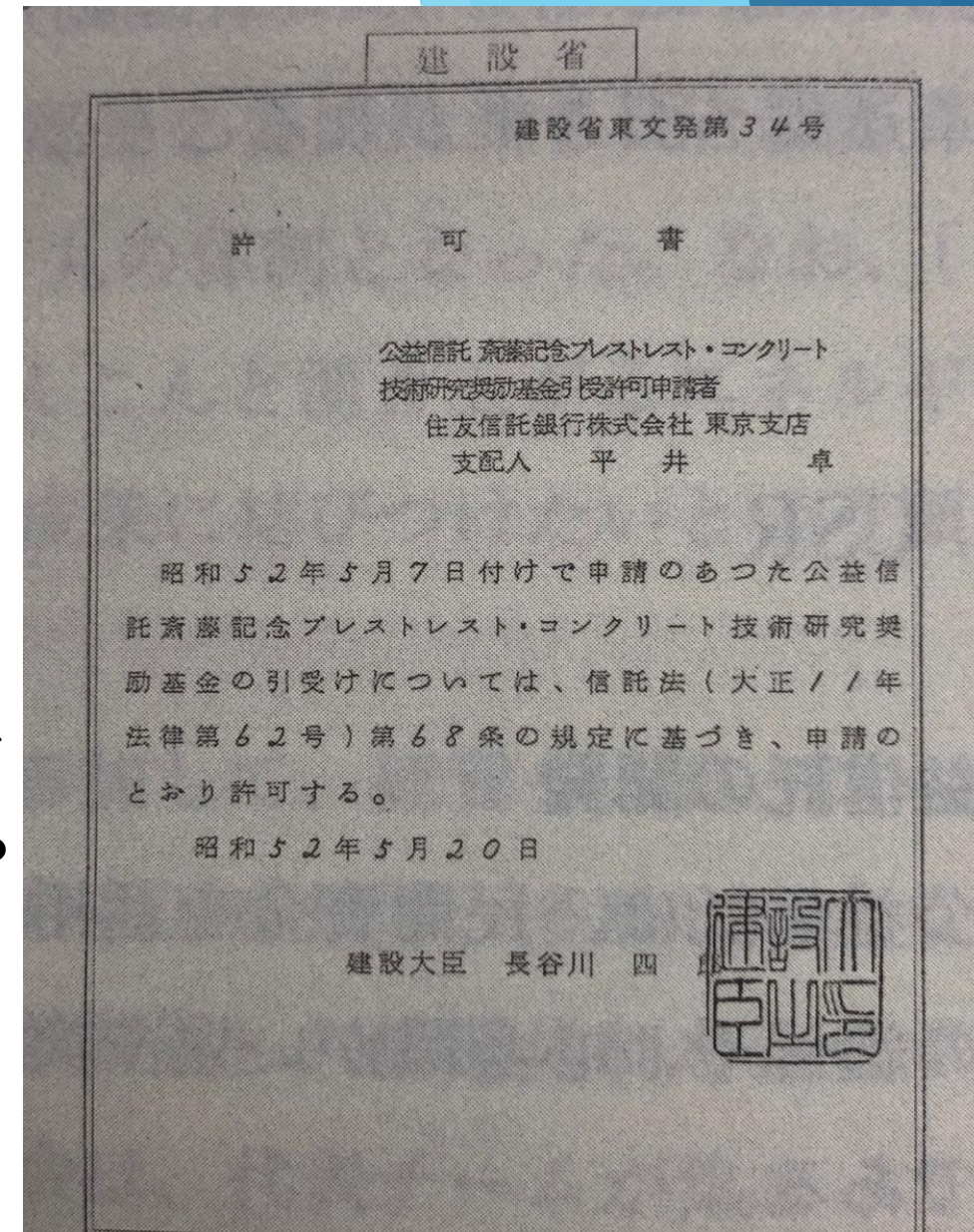


（住友信託銀行全史より）

# 公益信託わが国第1号許可書 (1977年5月20日 住友信託銀行)

公益信託は、  
個人・企業等が拠出した財産を、  
信託銀行等が、定められた**公的目的に従って**、  
管理・運用し**不特定多数の受給者に給付する**。

この公益目的には、  
**奨学金支給、自然科学研究助成、教育振興等**  
がある。



(住友信託銀行全史より)

- ▶ **1980年代**、大規模な金融規制緩和進行。
- ▶ 1985年のプラザ合意後の円高不況対策として、4度の公定歩合引き下げ実施。
- ▶ 個人投資家の**財テクへの関心**が高まった。
- ▶ 民間企業でも市場調達資を原資とする**有価証券運用が増加**した。
- ▶ 大企業向けの資金需要が低迷する中、中小企業・不動産・ノンバンク向けが拡大。  
不動産・ノンバンクの**不動産投資が増加**。

- ▶ **企業の余剰資金・有価証券運用ニーズ**拡大に対応し、**法人税基本通達**が改正された。
- ▶ 法人が直接保有する有価証券と金銭の信託で保有する**有価証券の簿価分離**（簿価通算せず経理処理）が認められた（1980年）。
- ▶ **ファンド**と**特金**の利用が拡大。
- ▶ 不動産有効利用ニーズ拡大に対応し、**土地信託**の利用も広がった。

# ファンド・トラスト（指定金外信託）のパンフレット（例）



(住友信託銀行85年の軌跡より)



# ファンドトラスト（指定金外信託）

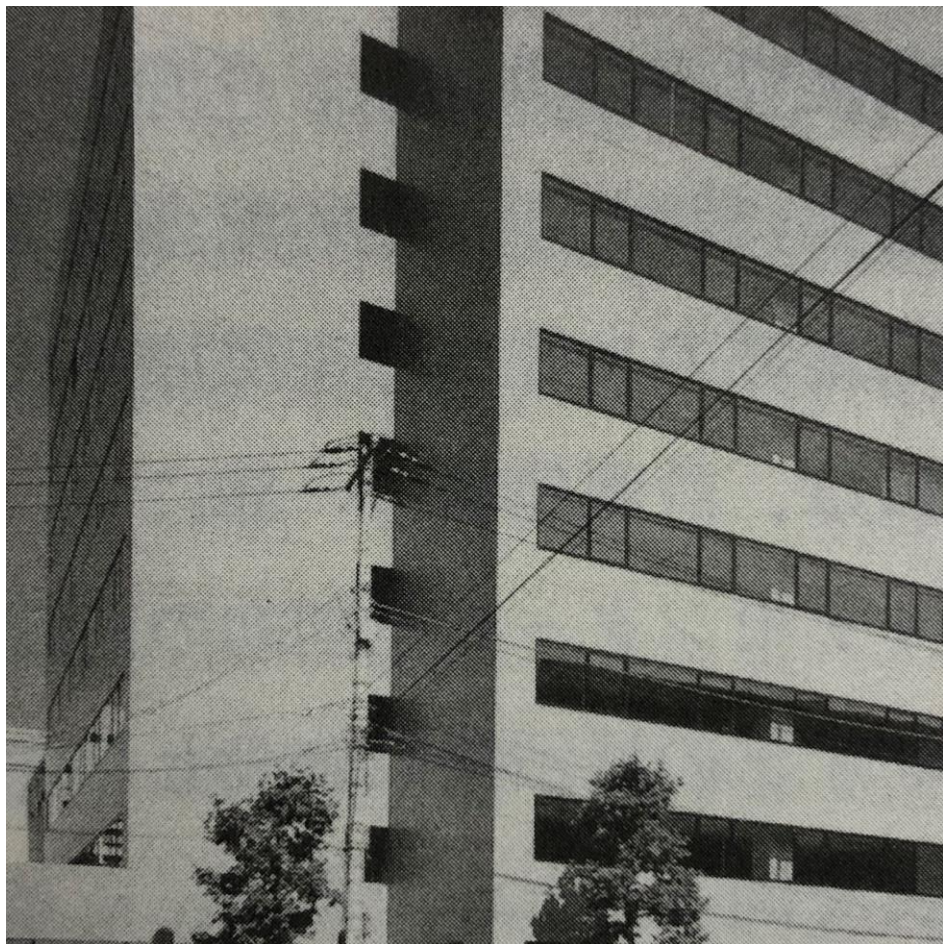
- ▶ 主として**有価証券**への運用が目的。
- ▶ 信託契約で指定された運用方法の範囲内で受託者の裁量により、信託財産を運用。
- ▶ 運用損益は全て受益者に帰属。
- ▶ 信託終了時には有価証券等の現状有姿の状態**で信託財産を交付。**
- ▶ 信託終了後も、**信託財産である有価証券の含み損益を実現させることなく保有継続可。**

## 特金（特定金銭信託）

- ▶ 受託者に運用裁量権がない信託。
- ▶ 受託者への運用指図は、委託者が行う。
- ▶ 投資運用業者と委託者との間で投資一任契約を締結し、投資運用業者が運用の指図を行うものもある。
- ▶ 信託終了時には、信託財産を換価処分し金銭を受益者に交付する。

## 土地信託の例

(1984年3月受託土地信託第1号  
NP御成門ビル)



(住友信託銀行全史より)

## (2018年竣工大手町プレイス)



(本資料製作者撮影)

# 土地信託

- ▶ 受託者が土地を受託し、施主として建物の建設発注や必要資金の借入、完成後の建物の管理・賃貸借等を行う。
- ▶ 土地を造成して販売するものもある。
- ▶ バブル崩壊後の環境変化の中で、受託件数は減少した。
- ▶ 2018年竣工の大手町プレイス等、新規の受託は続いている。

- ▶ **1990年代、資産価値が下落し、経済が悪化。**
- ▶ **1990年初以降、日経平均株価が下落。**
- ▶ **1991年以後、地価も大幅下落した。**
- ▶ **金融機関・民間企業の財務状況が急速に悪化。**
- ▶ **1995年住専会社不良債権問題が表面化。**
- ▶ **1997年北海道拓殖銀行破綻、山一証券廃業。**
- ▶ **1998年には長銀、日債銀も破綻。地銀、生保、損保の破綻も相次いだ。**

- ▶ **金融機関が自社の資金繰り確保、自己資本比率規制強化対応としての貸出抑制と貸出金回収を進める中、民間企業の資金繰りも悪化。**
- ▶ **民間企業の資金繰り改善、調達手法多様化ニーズに対応し、金銭債権等の資産流動化の為の信託の利用が広がった。**

# 信託の利用による金銭債権の流動化

- ▶ 企業等は金銭債権を信託銀行等に信託し、信託受益権を投資家に譲渡して資金調達。
- ▶ 自社の信用力に依存しない資金調達が可能。
- ▶ 信託受益権は優先・劣後等に分割でき、投資家はニーズにマッチしたリスク・リターンの期待できる受益権に投資できる。
- ▶ 流動化対象債権は、リース・クレジット債権、手形債権、売掛債権、貸付債権等。

# 信託法学者の言葉から（思想としての信託）

- ▶ 「信賴」とそれに応える「誠実」が信託の基本思想である。
- ▶ 単に商売の道具として信託をとらえるのではなく、信託の思想・精神を理解し、体現することが重要である。
- ▶ 信託の思想としてもう一つ強調したいのは自由と創造性である。
- ▶ 硬直化した法制度や国家の規制からの解放を求めて、社会的・経済的に必要とされている制度を新たに創造する点に信託の意味があった。
- ▶ そして、それを実現するためには、既成の観念にとらわれることなく、自由な発想が必要である。

（能見善久「現代信託法」（有斐閣）4～5頁）